

## ⑭ 公開特許公報 (A) 平4-142248

⑤Int.Cl.<sup>5</sup>

B 65 D 6/16

識別記号

府内整理番号

6916-3E

⑩公開 平成4年(1992)5月15日

審査請求 未請求 請求項の数 7 (全9頁)

④発明の名称 折畳み式コンテナ

②特願 平2-330803

②出願 平2(1990)10月2日

前実用新案出願日援用

⑦発明者 杉田 由喜雄 神奈川県横浜市瀬谷区南台1-3-1

⑦発明者 相沢 和夫 神奈川県横浜市鶴見区下末吉3-7-19

⑦発明者 中村 達也 北海道札幌市北区北七条西2丁目37

⑦発明者 新田 達也 埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘1-25-8

⑦出願人 日本石油化学株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号

⑦代理人 弁理士 竹沢 庄一 外1名

## 明細書

## 1. 発明の名称

折畳み式コンテナ

## 2. 特許請求の範囲

(1) 底板、両側板、前板及び後板を方形の非金属製の板材の周縁部に、断面U字状の金属製の枠材を嵌合するとともに、各枠材に可搬性のカバーを被せてなるパネルをもって、構成し、底板の前後の縁部におけるカバーの上面に設けた左右方向を向く突条内に嵌合した軸杆の外方の端部に前後方向に向けて形成した軸部を、両側板の下縁のカバーの前後の端面に設けた軸孔に嵌合することにより、両側板の下部を、底板に対して左右方向に回動自在に枢着し、かつ前板及び後板の上縁のカバーの前面及び後面に設けた左右方向を向く突条内に回動可能として嵌合した軸杆の外方の端部に前後方向に向けて形成した軸部を、両側板の上縁のカバーの前後の端面に形成した軸孔内に嵌合することにより、両側板の上部間に、前板及び後板を、左右方向の軸線まわりに回動可能で、かつ両

側板が左右方向に回動しうるよう連結したこと  
を特徴とする折畳み式コンテナ。

(2) 各軸杆の枢軸部を、側板の下縁及び上縁の枠材のU字状の折曲部分内に嵌合してなる請求項(1)記載の折畳み式コンテナ。

(3) 各軸杆の枢軸部の外周面の一部と、それに対応する側板における枠材のU字状の折曲部分の内面とのいずれか一方に突条を、かつ他方に前記突条と係合する凹溝を設けることにより、軸杆の枢軸部を、両側板から抜け止めしてなる請求項(2)記載の折畳み式コンテナ。

(4) 組立て状態における各側板の下縁と底板との間、前板及び後板の両側縁と両側板との間、並びに前板及び後板の下縁と底板との間に於ける一方の部材に、気密用のシール材を設けてなる請求項(1)～(3)のいずれかに記載の折畳み式コンテナ。

(5) 組立て状態における両側板と前板と後板との上縁に、シール材を設けてなる請求項(1)～(4)のいずれかに記載の折畳み式コンテナ。

(6) 上方の軸杆におけるコーナー部に、該軸杆のコ

ーナー部が貫通する屈曲した軸孔を有するとともに、側板の前後の端面に接する端面と、前板又は後板の左右の端面に接する端面とを有し、かつ少なくとも軸杆のコーナー部の上面及び外側を覆うコーナー部材を嵌合してなる請求項(1)～(5)のいずれかに記載の折畳み式コンテナ。

(7) 下方の軸杆におけるコーナー部を覆うコーナー部材を、底板のカバーと一緒に形成してなる請求項(1)～(6)のいずれかに記載の折畳み式コンテナ。

### 3. 発明の詳細な説明

#### [産業上の利用分野]

本発明は、不使用時に偏平に折畳むことができ、かつ簡単に組立てて使用することのできる折畳み式コンテナに関する。

#### [従来の技術]

例えば、実公昭2-2338号公報、実公昭53-19877号公報、実開昭51-78838号公報、実開昭52-73127号公報等には、前板及び後板を内上方にはね上げた後、両側板を側方に回動させることによ

大寸の合成樹脂板を適宜の寸法に切断して使用することも考えられるが、切り口が見苦しく、外観を損なうとともに、各板相互の連結が困難であるため、実際的ではない。

本発明は、従来の技術が有する上記のような問題点に鑑み、軽量で、しかも十分な強度を有するとともに、気密性に優れ、かつ外観上の体裁のよい折畳み式コンテナを提供することを目的としている。

#### [課題を解決するための手段]

上記目的を達成するため、本発明の折畳み式コンテナは、底板(B)、両側板(C)、前板(D)及び後板(E)を、方形の非金属製の板材(2)の周縁部に、断面U字状の金属製の枠材(3)を嵌合するとともに、各枠材(3)に可撓性のカバー(4)(5)を被せてなるパネル(1)をもって、構成し、底板(B)の前後の縁部におけるカバー(5)の上面に設けた左右方向を向く突条(19)内に嵌合した軸杆(21)の外方の端部に前後方向に向けて形成した枢軸部(21b)を、両側板(C)の下縁のカバー(4)の

り、全体を偏平に折畳めるようにした折畳みコンテナが開示されている。

#### [発明が解決しようとする課題]

上述のような従来の折畳みコンテナにおける底板、側板、前板及び後板は、薄い金属板、ダンボール紙、あるいは合成樹脂板等により形成されている。

金属板を用いたものでは、積重ね時の荷重に耐えるために、板厚を大とすると全体の重量が大となり、運搬に不便であるとともに、各板のつき合わせ部分に隙間が生じやすくて、気密性に欠け、しかも外観も決してよくない。

ダンボール紙を用いたものは、軽量ではあるが、金属板を用いた場合のような大きな強度は得られず、また気密性や耐水性が劣る。

合成樹脂板の場合には、底板や側板等の寸法に応じて、大型の成形用金型を多數準備しなければならず、高価につくとともに、十分な強度を得るために、板厚を厚くしなければならず、材料費が嵩む。

前後の端面に設けた軸孔(24)に嵌合することにより、両側板(C)の下部を、底板(B)に対して左右方向に回動自在に枢着し、かつ前板(D)及び後板(E)の上縁のカバー(5)の前面及び後面に設けた左右方向を向く突条(30)内に回動可能として嵌合した軸杆(32)の外方の端部に前後方向に向けて形成した枢軸部(32b)を、両側板(C)の上縁のカバー(4)の前後の端面に形成した軸孔(24)内に嵌合することにより、両側板(C)の上部間に、前板(D)及び後板(E)を、左右方向の軸線まわりに回動可能で、かつ両側板(C)が左右方向に回動しうるよう連結したことを特徴としている。

各軸杆(21)(32)の枢軸部(21b)(32b)は、側板(C)の下縁及び上縁の枠材(3)のU字状の折曲部分内に嵌合するのがよい。

また、各軸杆(21)(32)の枢軸部(21b)(32b)の外周面の一部と、それに対応する側板(C)における枠材(3)のU字状の折曲部分の内面とのいずれか一方に突条(28)を、かつ他方に前記突条(28)と係合する凹溝(27)を設けることにより、軸杆(21)

(32)の枢軸部(21b)(32b)を、両側板(C)から抜け止めするのがよい。

組立て状態における各側板(C)の下縁と底板(B)との間、前板(D)及び後板(E)の両側縁と両側板(C)との間、並びに前板(D)及び後板(E)の下縁と底板(B)との間における一方の部材に、気密用のシール材(36)を設けるのがよい。

組立て状態における両側板(C)と前板(D)と後板(E)との上縁に、シール材(36)を設けることは、さらに好ましい。

上方の軸杆(32)における両側のコーナー部(32c)には、該軸杆(32)のコーナー部(32c)が貫通する屈曲した軸孔(33)を有するとともに、側板(C)の前後の端面に接する端面(35a)と、前板(D)又は後板(E)の左右の端面に接する端面(35b)とを有し、かつ少なくともコーナー部(32c)の上面及び外側を覆うコーナー部材(35)を嵌合するのがよい。

下方の軸杆(21)におけるコーナー部(21c)を覆うコーナー部材(22)は、底板(B)のカバー(4)と

(4)(5)とからなるパネル(1)により構成してあるため、軽量であるにもかかわらず、十分な強度を得ることができ、しかも、組立てたときの各パネル(1)のカバー(4)(5)同士が密接し、気密性が向上するとともに、外観がよくなる。

なお、底板(B)、両側板(C)、前板(D)及び後板(E)の相互の接合部分に、シール材(36)を設けると、気密性はさらに向上する。

#### [実施例]

以下、本発明の一実施例を、添付図面に基づいて説明する。

この実施例の折畳み式コンテナ(A)は、底板(B)と両側板(C)と前板(D)と後板(E)とからなり、これら各板(B)～(E)は、それぞれ基本的に、第5図～第7図に示すようなパネル(1)により構成されている。

パネル(1)は、方形の非金属製の板材(2)の周縁部に、断面U字状の金属製の枠材(3)を嵌合して、かつ枠材(3)に、可撓性の合成樹脂製のカバー(4)(5)を被せたものよりなっている。

一体的に形成するのがよい。

#### [作用]

組立て状態において、前板(D)及び後板(E)を、上方の軸杆(32)を中心として内上方にはね上げた後、両側板(C)を、下方の軸杆(21)の枢軸部(21b)を中心として側方に回動させると、両側板(C)の上端部同士は、前板(D)及び後板(E)とその左右の端部より前後方向に延出する軸杆(32)の枢軸部(32b)とにより互いに連結されているので、両側板(C)は、平行状態を保って倒伏し、折畳みコンテナ(A)全体は偏平に折畳まれる。

上記と逆に、両側板(C)を起立させた後、前板(D)及び後板(E)を、下端部が底板(B)の突条(19)に当接するまで、両側板(C)において下向きに回動させるだけで、簡単に箱状に組立てることができる。

底板(B)、両側板(C)、前板(D)及び後板(E)を、例えば合成樹脂板、紙又は合成樹脂製のダンボール板のような非金属製の板材(2)と、金属製の枠材(3)と、合成樹脂製等の可撓性のカバー

この実施例においては、板材(2)は、片面(又は両面)に、円形その他の形状の中空の膨出部(6)を形成した、ポリエチレンその他の合成樹脂材料よりなる中間シート(7)の両側面に、それと同材質又は異材質の表面シート(8)(9)を溶着又は接着したものよりなっている。

枠材(3)は、鉄鋼、アルミニウム及びその合金、ステンレス鋼等の板材よりなり、板材(2)の端面(2a)と対向する基部(10)と、基部(10)の両側縁にはほぼ直角をなすようにして連設され、かつ同一方向に向かって延出する1対の側片(11)と、各側片(11)の遊端(11a)に、切断時のバリとして形成された互いに内方を向く突起(12)とを備えている。

枠材(3)は、基部(10)が板材(2)の端面(2a)に当接し、また両側片(11)が板材(2)を両側方より挟むようにして、板材(2)の周縁の各辺に嵌合され、かつ突起(12)を板材(2)の側面に喰い込ませることにより、板材(2)に固定されている。

第5図における板材(2)の上下の縁部に嵌合した横方向の枠材(3)の長さは、板材(2)の上下の

辺の全長と同一とし、かつ板材(2)の両側の縁部に嵌合した縦方向の枠材(3)の長さは、板材(2)の両側方の辺の長さより横方向の枠材(3)の上下方向の寸法を減じた長さとしてある。

カバー(4)(5)は、コーナー用の4個のコーナーカバー(4)と、直線部用の4個のフレームカバー(5)とからなっている。

コーナーカバー(4)は、板材(2)に固着された枠材(3)の基部(10)の外面又は板材(2)の端面(2a)を覆う直角に屈曲した外装基部(13)と、外装基部(13)の両側縁に連設された1対の外装側片(14)と、両外装側片(14)における外装基部(13)から離れた角部の内面に互いに対向して設けられた、内向き係合部(15)とからなっている。

コーナーカバー(4)は、その外装基部(13)の内面が枠材(3)の基部(10)の外面及び板材(2)の端面(2a)に、また両外装側片(14)が枠材(3)の両側片(11)の外面にそれぞれ密接し、かつ外装基部(13)の内面に対向する内向き係合部(15)の各側面(15a)(第7図参照)が、横方向及び縦方向の枠材

る。

パネル(1)の基本的な構造は上記のとおりであるが、パネル(1)を、底板(B)、側板(C)、前板(D)及び後板(E)として用いるために、さらに後述するような独自の構成を付加してある。

底板(B)における前後の縁部の直線部用のフレームカバー(5)の上面には、左右方向を向く突条(19)が連設され、突条(19)内に形成された軸孔(20)内には、左右方向を向く軸杆(21)の中間部(21a)が嵌合されている。

突条(19)の両端より突出する軸杆(21)の両端部は、前部のものは後方へ、また後部のものは前方へ向けてそれぞれ直角に折曲され、枢軸部(21b)となっている。

底板(B)における4個のコーナーカバー(4)の上面には、カバー(5)の突条(19)と連続し、かつ軸杆(21)における中間部(21a)と枢軸部(21b)との間のコーナー部(21c)を覆う下部コーナー部材(22)が設けられている。

軸杆(21)の各コーナー部(21c)は、下部コーナ

(3)の各側片(11)の遊縁(11a)にそれぞれ係合するようにして、枠材(3)が固着された板材(2)の各コーナー部に被嵌されることにより、前後、左右及び上下のいずれの方向にも外れ止めされている。

直線部用のフレームカバー(5)は、枠材(3)の基部(10)の外面を覆う板状の外装基部(16)と、外装基部(16)の両側縁より互いに同一方向に向かって延出する1対の外装側片(17)と、両外装側片(17)の遊縁部内面に設けられた互いに対向する1対の突部(18)とからなっている。

第6図に示すように、フレームカバー(5)は、その外装基部(16)が、枠材(3)の基部(10)の外面に、また両外装側片(17)が枠材(3)の両側片(11)の外面にそれぞれ密接し、かつ内向き係合部(18)が枠材(3)の各側片(11)の遊縁(11a)にそれぞれ係合し、さらに両端部がコーナーカバー(4)に密接するようにして、板材(2)に固着された枠材(3)の中間部に被嵌されることにより、前後、左右及び上下のいずれの方向にも外れ止めされてい

一部材(22)内に形成され、かつ前部のものは後方に、また後部のものは前方に向かって開口する嵌合孔(23)にそれぞれ嵌合されている。

第3図、第8図及び第9図に示すように、軸杆(21)の各枢軸部(21b)は、側板(C)における下部コーナー用のコーナーカバー(4)の前後の端面に穿設した軸孔(24)を通って、下部の枠材(3)内における板材(2)のコーナー部に形成した方形の切欠き(25)(第8図参照)内に嵌合されている。

枢軸部(21b)が嵌合された上記枠材(3)の前後の端部の基部(10)は、枢軸部(21b)の外周に密接しうる半円弧状に形成され、この半円弧部(26)の要所には、軸杆(21)の枢軸部(21b)を嵌合したとき、枢軸部(21b)の適所の外周面に形成した環状の凹溝(27)に係合して、枢軸部(21b)を側板(C)より抜け止めする半円弧状の突条(28)が形成されている。

なお、枢軸部(21b)の外周に突条を設け、枠材(3)の半円弧部(26)に、この突条と係合しうる凹溝を設けてもよい。

かくして、両側板(C)は、軸杆(21)の枢軸部(21b)をもって、底板(B)の両側部上に、左右方向に回動可能として枢着されている。

前板(D)及び後板(E)においては、基本的なパネル(1)におけるコーナーカバー(4)を省略し、それに替えて、左右方向を向く下方のカバー(5)の両端と上下方向を向く左右1対のカバー(5)の下端とを、それぞれ斜めに切断し、それらの切断面同士を互いにつき合せ、かつ左右方向を向く上方のカバー(5)の両端下部に切設した方形の切欠き(28)に、上下方向を向く左右1対のカバー(5)の上端部を嵌合して形成されている。

前板(D)における上方のカバー(5)の上縁には、前方に突出する左右方向を向く突条(30)が、また後板(E)における上方のカバー(5)の上縁には、後方に突出する左右方向を向く突条(30)が、それぞれ連設され、各突条(30)内に形成された軸孔(31)内には、左右方向を向く軸杆(32)の中間部(32a)が回動自在に嵌合されている。

突条(30)の両端より突出する軸杆(32)の両端部

され、かつ軸孔(33)より下方に向かって開口する軸杆(32)挿入用のスリット(34)が設けられた上部コーナー部材(35)が、その一方の端面(35a)が側板(C)の前面又は後面に接し、かつ上記端面(35a)と直角に交わる他方の端面(35b)が、前板(D)又は後板(E)の上方の突条(30)の端面に接するようにして、上方より嵌合されている。

この上部コーナー部材(35)により、軸杆(32)のコーナー部(32c)の少なくとも上面と外側面とが覆われている。

かくして、前板(D)及び後板(E)は、両側板(C)の上部間に、軸杆(32)の中間部(32a)を中心として回動可能で、かつ両側板(C)が、左右方向に互いに平行状態を保って回動しうるように連結されている。

底板(B)の前後の縁部における突条(19)は、前板(D)及び後板(E)が、軸杆(32)の中間部(32a)を中心として真下を向く位置まで回動したとき、前板(D)及び後板(E)の下端部画面に当接して、それらがさらに外方に向かって回動するのを阻止

は、前部のものは後方へ、また後部のものは前方へ向けて、それぞれ直角に折曲され、枢軸部(32b)となっている。

軸杆(32)の各枢軸部(32b)は、各側板(C)における下部と上下対称をなすその上部に、下方の軸杆(21)の枢軸部(21b)と同様にして嵌合されている。

すなわち、各枢軸部(32b)は、側板(C)における上部のコーナーカバー(4)の前後端面に穿設した軸孔(24)を通って、上部の枠材(3)内における板材(2)のコーナー部に形成した方形の切欠き(25)(第8図参照)内に嵌合されている。

枢軸部(32b)が嵌合された各側板(C)の上部の構造は、前述した下部の構造と同一であるので、同一の構成部材に同一の符号を付して図示するに止め、詳細な説明は省略する。

上方の軸杆(32)における中間部(32a)と、枢軸部(32b)との間のコーナー部(32c)には、平面形状が扇形をなすとともに、中位部に軸杆(32)のコーナー部(32c)が貫通する屈曲した軸孔(33)が穿設

するストッパとしての機能をも有している。

第1図に示すような組立てた状態における底板(B)に対向する各側板(C)の下縁、同じく前板(D)及び後板(E)の下縁、及び両側板(C)の内側面に對向する前板(D)及び後板(E)の左右の両側縁には、ゴム等の弾性体よりなるリップ状の気密用のシール材(36)の基部(36a)が、各カバー(4)(5)に設けたあり溝又はT溝状のシール溝(37)(第9図参照)内に嵌合して取付けられている。

なお、シール材(36)は、上記のものと反対側の対向面に設けてよい。

また、組立てた状態における両側板(C)と前板(D)と後板(E)との各上縁にも、上記と同様のシール材(36)を同様にして設けてある。

以上のような構成の折畳み式コンテナ(A)は、第1図に示す組立てた状態から、第1図に示す矢印のように、前板(D)及び後板(E)を、上方の軸杆(32)の中間部(32a)を中心として内上方にはね上げた後、両側板(C)を、下方の軸杆(21)の枢軸部(21b)を中心として一側方に回動させると、両

側板(C)の上端部同士は、前板(D)及び後板(E)とその左右の端部より前後方向に延出する軸杆(32)の枢軸部(21b)とにより互いに連結されているので、両側板(C)は、平行状態を保って倒伏させられ、折畳み式コンテナ(A)全体は、第2図に示すように、偏平に折畳まれる。

第2図に示す折畳み状態から、両側板(C)を、底板(B)に対してほぼ直角をなすまで起立させた後、前板(D)及び後板(E)を、下端部が底板(B)の突条(19)に当接するまで、両側板(C)間において下向きに回動させるだけで、第1図に示すように、箱状に簡単に組立てることができる。

第1図に示すように組立てたとき、底板(B)、両側板(C)及び後板(E)の各つき合せ部分は、それらの各板を構成するパネル(1)における金属製の枠材(3)を覆う可撓性の合成樹脂製のカバー(4)(5)同士で対向するので、つき合せ部分の変形のおそれが少なく、かつ気密性がよい。

しかも、それらのつき合せ部分には、シール材(36)が設けられているので、気密性がよく、折畳

み式コンテナ(A)の上端開口部に、蓋材(図示略)を、シール材(36)を介して密着させると、折畳み式コンテナ(A)の内部を完全に密閉することができ、ほこりや湿気の侵入をきらう医薬品、精密機械、衣服等の収納に好適である。

また、底板(B)、両側板(C)、前板(D)及び後板(E)を、非金属製の板材(2)と、金属製の枠材(3)と、可撓性のカバー(4)(5)とからなるパネル(1)によりそれぞれ構成したことにより、軽量でしかも十分な強度を得ることができ、外観上の体裁もよくすることができる。

#### [変形例]

本発明によると、次のような種多の変形が可能である。

(1) 第10図に示すように、前板(D)及び後板(E)の上部のフレームカバー(5)の凸条(30)内における軸杆(32)と枠材(3)との間に、断面形がH字状又はその他の形状をなす金属製又は硬質合成樹脂製の補強材(38)を設けてもよい。

(2) 側板(C)における板材(2)の上下の縁部に、

したりしてもよい。

(6) コンテナ(A)の内面のすべて又は一部に、導電性の板材、箔、又は膜状体等を被覆し、それをアースとすることにより、静電気を嫌う半導体、その他の電子機器類等の収納用ケースとしてもよい。

(7) 互いに隣接する枠材(3)の端部同士は、45°若しくは他の傾斜角度、又は90°の突き合わせとしたり、又は重合、嵌め合い等としてもよい。また重合した状態でスポット溶接等により互いに固着してもよい。

(8) コーナーカバー(4)を省略して、フレームカバー(5)の端部同士を上記(7)の板材(3)の端部同士と同様にして接合してもよい。

#### [発明の効果]

本発明によると、次のような効果を奏することができる。

(a) 底板(B)、両側板(C)、前板(D)及び後板(E)を、非金属製の板材(2)と、金属製の枠材(3)と、可撓性のカバー(4)(5)とからなるパ

ネル(1)により構成したことにより、軽量で、しかも十分な強度を得ることができるとともに、外観上の体裁がよくなる(全請求項に記載の発明)。

(b) 折畳み式コンテナ(A)を組立てたとき、底板(B)、両側板(C)、前板(D)及び後板(E)の各つき合せ部分は、それらを構成するパネル(1)における金属製の枠材(3)(これが芯材となる)を覆う可焼性のカバー(4)(5)同士で対向するので、つき合せ部分の変形のおそれが小さく、かつ気密性が良好で、折畳み式コンテナ(A)の内外の気密性を向上することができる(全請求項に記載の発明)。

(c) 組立て状態における各側板(C)の下縁と、それに対向する底板(B)との間、前板(D)及び後板(E)の両側縁と、それに対向する両側板(C)との間、並びに前板(D)及び後板(E)の下縁と、それに対向する底板(B)との間のそれぞれのいずれか一方の部材に、気密用のシール材(36)を設けると、さらに折畳み式コンテナ(A)の内外

の気密性が向上する(請求項(4)記載の発明)。

(d) 組立て状態における両側板(C)と前板(D)と後板(E)との各上縁に、シール材(36)を設けると、折畳み式コンテナ(A)上に蓋材を載置したとき、蓋材と折畳み式コンテナ(A)との間の気密が保たれ、上記(c)の効果と協働して、折畳み式コンテナ(A)内を完全に密閉することができる(請求項(5)記載の発明)。

(e) コーナー部材(22)(35)を設けると、軸杆(21)(32)のコーナー部(21c)(32c)が外部に露呈せず、さらに外観をよくすることができる。

#### 4. 図面の簡単な説明

第1図は、本発明の一実施例の組立てた状態の斜視図、

第2図は、同じく折畳んだ状態の斜視図、

第3図は、同じく要部の分解斜視図、

第4図は、同じく後部のコーナー部の分解斜視図、

第5図は、底板、側板、前板及び後板を構成する基本的なパネル構造を示す一部切欠斜視図、

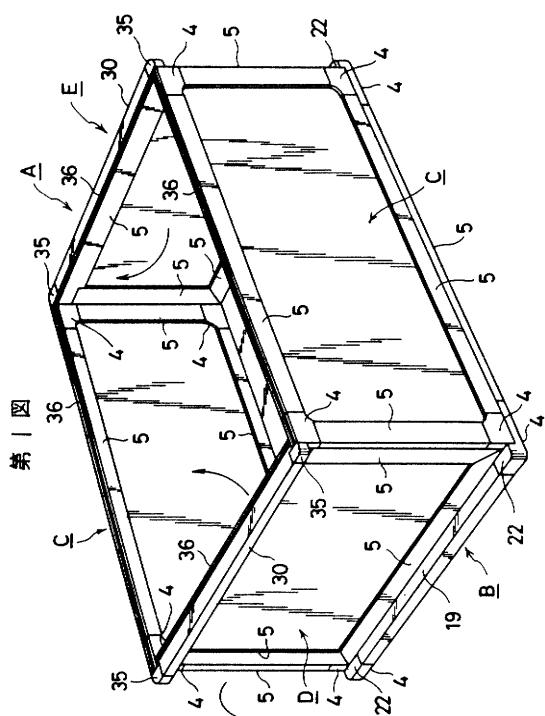
第6図は、第5図のVI-VI線に沿う拡大断面図、  
第7図は、要部の分解斜視図、

第8図は、側板の前下部のコーナー部の縦断側面図、

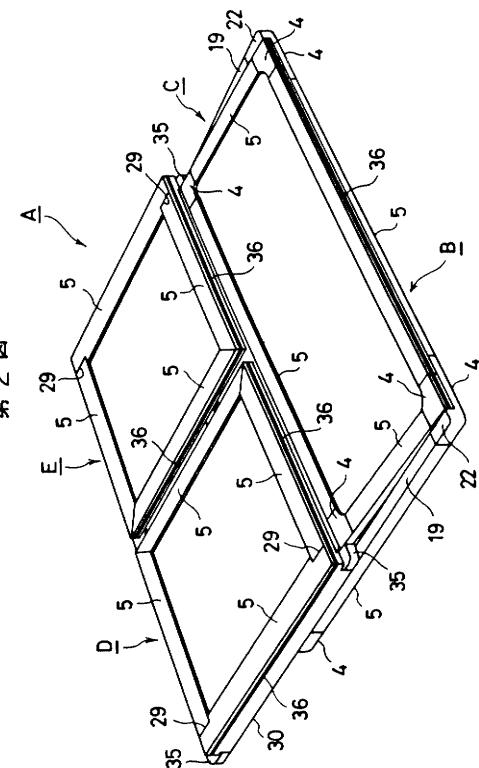
第9図は、第8図のIX-IX線に沿う縦断面図で、  
第10図は、変形側の要部を示す縦断面図である。

(A)折畳み式コンテナ	(B)底板	(18)内向き係合部	(19)突条
(C)側板	(D)前板	(20)軸孔	(21)軸杆
(E)後板		(21a)中間部	(21b)枢軸部
(1)パネル	(2)板材	(21c)コーナー部	(22)下部コーナー部材
(2a)端面	(3)枠材	(23)嵌合孔	(24)軸孔
(4)コーナーカバー(カバー)		(25)切欠き	(26)半円弧部
(5)フレームカバー(カバー)	(6)膨出突部	(27)凹溝	(28)突条
(7)中間シート	(8)(9)表面シート	(29)切欠き	(30)突条
(10)基部	(11)側片	(31)軸孔	(32)軸杆
(11a)遊縁	(12)突起	(32a)中間部	(32b)枢軸部
(13)基片	(14)外装側片	(32c)コーナー部	(33)軸孔
(15)内向き係合部	(15a)側面	(34)スリット	(35)上部コーナー部材
(16)外装基部	(17)外装側片	(35a)(35b)端面	(36)シール材
		(36a)基部	(37)シール溝
		(38)補強材	

特許出願人代理人 弁理士 竹沢莊一  
(他1名)

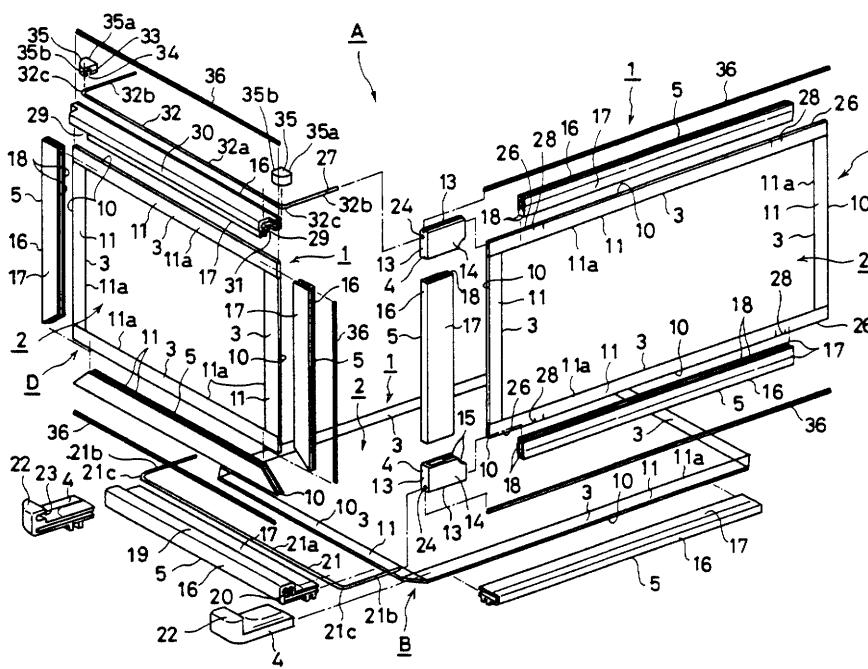


圖一

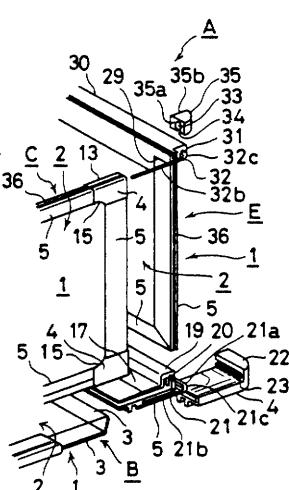


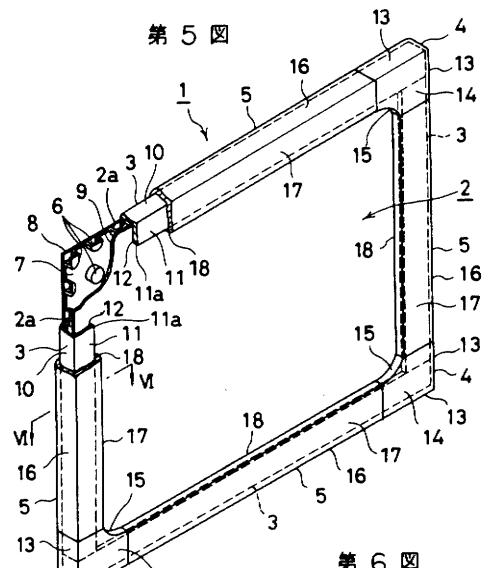
四二  
第

### 第3図

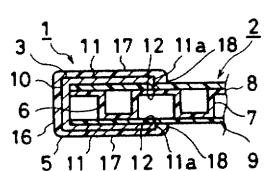


#### 第 4 図

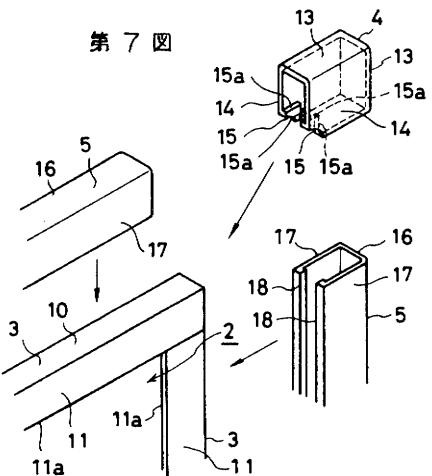




第6図



第7図



第8図

